

## 第 3 編 地震・津波災害対策計画編

【第3編 地震・津波災害対策計画編】

第1章 災害予防計画

## 第1章 災害予防計画

### 第1節 防災基盤の整備

防災基盤の強化策として、災害発生時でも各種の社会施設が致命的な損壊を被ることなく、必要最小限の機能が果たせるよう防災基盤諸施設を計画的に整備する。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域に指定されたことを受け、防災拠点や避難路・避難場所の整備、建築物の耐震・不燃化の促進等大規模災害への対策をさらに推進し、災害に強い地域空間の形成を目指す。

#### 第1項 防災ブロックの形成

[地域整備課]

地震による被害の発生又は拡大に密接する事項について、その現況及び将来の状況を総合的に勘案し、地震による災害を最小限に食い止められるような「災害に強いまちづくり」を進めるため、地域の防災構造の強化を行う。

地震災害時に延焼の拡大を防止するため、密集集落をブロック化し、延焼遮断帯を配置し、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講じることが重要である。

このため、集落の状況を考慮し、道路、河川、緑道等を骨格として、建築物の耐震・不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるよう諸施設の整備促進に努める。

#### 第2項 津波避難場所、津波防護施設等の整備

[総務政策課、地域整備課]

##### (1) 津波避難場所及び避難路、津波避難ビル等の整備

津波避難場所（指定避難施設、津波一時避難場所）及び、津波浸水想定区域の外側へ短時間かつ安全に避難できるよう地域の状況を考慮しながら避難路、避難階段等の整備に努める。

また、避難に時間的余裕がない場合の緊急避難場所として、津波避難ビルの指定・整備を図る。

##### (2) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

海岸堤防・防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設・漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備及び、既存の海岸保全施設の点検、耐震性診断、改修・補強を必要に応じて県に要望する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備とあわせて堤防の嵩上げ及び、構造強化等を必要に応じて県に要望し、津波遡上による河川のはん濫や溢水等による浸水被害の軽減に努める。

##### (3) 安全な津波監視のための対策

情報収集・伝達にあたり、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、防災ライブカメラ等監視機器の整備、拡充に努め、現場状況を早期に把握できる監視体制を構築しておく。

### 第3項 安全かつ円滑に避難できる避難路の整備

[総務政策課、地域整備課]

津波浸水想定区域内の住民を安全かつ円滑に避難させるため、避難に必要な道路等について、施設の耐震性の強化を図るとともに、拡幅や沿道の建築物の耐震・不燃化等の整備を促進する。また、それらの整備にあわせて誘導表示板等の整備を行い、避難上必要な機能の確保に努める。

#### (1) 道路の整備

避難路のうち、既存住宅地が密集している地区を通行する路線や地域の骨格となる路線を優先整備路線として選定する。

選定した避難路に対し、道路整備事業の実施や沿道の不燃化促進事業を計画的に推進していく。

#### (2) 特定避難路の指定

津波浸水想定を踏まえ、津波からの円滑な避難に対し支障とならないよう避難路沿いの建築物等に制限をかける必要がある場合、特定避難路の指定の提案を知事に行う。

また、地震により倒壊した建築物等が津波からの円滑な避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例」（県条例平成24年第45号）を活用するなど、必要に応じ避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

なお、ここでいう避難路とは、由良町津波ハザードマップに記載されている避難経路（主経路及び副経路）とし、巻末資料編のとおりである。

#### (3) 避難上重要な道路及び沿道の安全化

町は、避難路となる主要道路を災害から防護するため、主要道路の安全化を図る。

通行可能性を確保するため、道路の拡幅、行き止まりの解消、電線の地中化、沿道の建築物の耐震・不燃化等を促進する。

#### (4) 誘導表示板等の整備

誘導表示板等の整備について、設置箇所等を地域と調整の上、検討する。

誘導表示板等の設置については、地域と協働して整備に取り組むことを検討する。

#### (5) 学校における防災機能の向上

津波浸水想定区域内における児童・生徒等の安全確保のため、校舎から高台等へ通じる避難路、避難階段等の整備について検討する。

### 第4項 集落の整備

[地域整備課]

既成集落では、老朽化した建築物が密集したり、狭い道路が多い地区もあり、災害の発生・拡大の危険性を有している。

災害発生を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるため、前述の「防災ブロックの形成」を念頭に、道路、公園等の地域基盤の充実や建物の不燃化促進、公共空間の確保等を進め、延焼遮断機能を確保し、既存住宅地が密集している地区の災害対応能力（耐震性、耐火性）を高めるよう整備を図っていく。

**第5項 土砂災害対策の実施**

基本計画編（2－3頁）に準ずる。

**第6項 水害対策の実施**

基本計画編（2－1頁）に準ずる。

## 第7項 津波災害予防対策の実施

[総務政策課]

### 1 総合的な津波対策の基本的な考え方

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や防波堤などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

### 2 津波の想定

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定する。

#### ①東海・東南海・南海3連動地震〔Mw8.7〕による浸水想定（レベル1）

最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

#### ②南海トラフの巨大地震〔Mw9.1〕による浸水想定（レベル2）

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

#### (1) 発生頻度が高い津波に対する対策（レベル1）

住民の人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化の観点から、ソフト対策、ハード対策による防災・減災対策を検討する。

#### (2) 最大クラスの津波に対する対策（レベル2）

住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とするソフト対策を中心とした防災・減災対策を検討する。

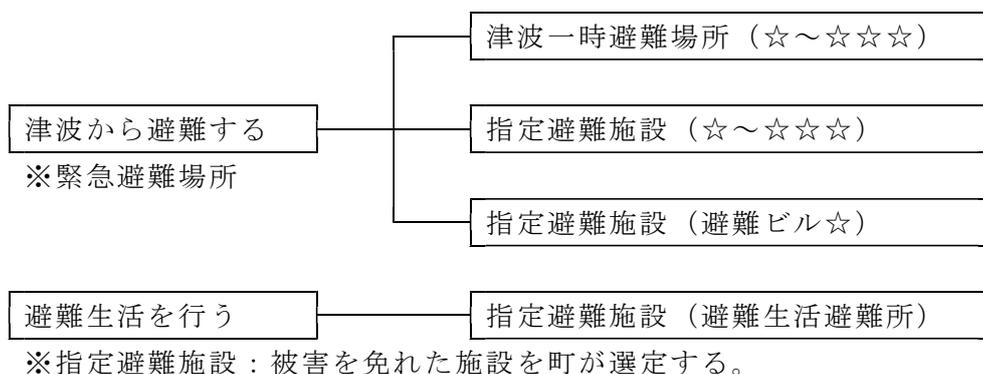
### 3 津波避難場所の定義等

#### (1) 津波避難場所の定義

津波に対しては、避難場所、避難所を「津波から避難する」、「避難生活を行う」といった機能面から次のように定義し、立地条件、設備構造等を考慮して指定する。

また、町は、避難生活を行う指定避難施設を、津波から避難する緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて町民等への周知徹底を図る。

#### <津波避難場所の体系>



(2) 避難者が避難場所を選択する場合の基本的な考え方の周知

津波からの避難については、各自の最善を尽くしてより高くより遠い場所に逃げるものとし、原則として安全レベル3（☆☆☆）の緊急避難場所を目指し避難する。

やむを得ず高台や海岸から遠く離れた場所に避難する余裕がない場合には、出来るだけ星印が多い場所を目指し避難する。

なお、安全レベル1（☆）の緊急避難場所（避難ビル等）は、建物の高さを超える津波に襲われた場合や、周辺が浸水する状況において、さらに安全な場所に移動することが困難であるというリスクがあることもあわせて周知する。

#### 4 情報伝達体制の確立

住民等に対して避難すべき区域（津波による浸水が想定される地域）の周知を行い、津波警報等の伝達方法として、防災行政無線、広報車、サイレン等の方法を確保し、迅速な避難行動がとれるよう津波避難場所（指定避難施設、津波一時避難場所）の周知を図る。

また、津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、臨海部で従事する者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者に広く伝達されるよう情報伝達体制を確立させる。

#### 5 津波避難体制の確立

(1) 避難指示

避難情報の発令基準や伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図る。

ア 気象庁より津波注意報が発表された場合には、海岸に居る者（海水浴客、漁業関係者等）、海岸付近の住民等を対象とし、状況により直ちに海岸から待避し、急いで高台等の安全な場所に避難するよう避難指示を発令する。

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるときは、避難指示を発令する。

(2) 住民等の避難誘導体制

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、がけ崩れ、渋滞等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とする。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防団員（水防団員）、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

ウ 要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、自主防災組織など地域住民組織の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

エ 自治会、自主防災組織等による避難誘導や、臨海部の事業所、観光施設の管理者によ

る自主的な避難誘導體制の確立など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

## 6 津波災害の予防対策

- ア 津波については、個人の避難行動が重要であることから、町、県及び防災関係機関は、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を広く啓発する。
- イ 町は、県が公表した津波浸水想定図に基づき避難場所、避難所、避難路を選定し、これを示す津波ハザードマップの整備を行い町民に周知するとともに、避難場所・避難所等を示す案内板や海拔表示板等の設置により、緊急時の注意を呼びかけ津波時の対応の啓発に努める。
- ウ 津波に備えて平常時から地域防災計画、津波避難計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに高齢者、障害者などの要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。
- エ 津波浸水被害が想定される地域に所在する学校等に対し、ライフジャケットやヘルメット、避難用リヤカー等の配備に努める。

## 7 防災思想の醸成及び知識の啓発

### (1) 防災思想の醸成

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、町民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが需要である。

また、災害時には近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、県、町、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められることから、自主防災思想の普及、醸成を図る。

### (2) 津波に関する知識の啓発

#### ア 津波の特性に関する知識

- ① 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- ② 津波は繰り返し襲ってくること
- ③ 第一波が最大とは限らないこと
- ④ 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること
- ⑤ 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること

#### イ 津波避難行動に関する知識

- ① 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ② 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること
- ③ 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- ④ 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと

⑤ 津波は河川を遡上するため河川から離れること

ウ 家庭での予防・安全策等

① 家庭に対しては、1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の生活物資の備蓄〔消費しながらの備蓄「とろてん方式」〕を奨励していく。

企業に対しては、従業員が事業所に留まるための備蓄を呼びかける。

② 非常持ち出し品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）

③ 家具類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策

④ 緊急避難場所安全レベル（☆～☆☆☆）の考え方と災害種別に応じた避難場所の確認

⑤ 「避難カード」を作成し、家族と避難場所・連絡方法の確認をしておくこと

⑥ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

⑦ 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

(3) 学校防災教育の推進

児童・生徒に自らが命を守る主体者となるため、防災教育・訓練を通じて適切な行動がとれるよう教育・指導し、防災力を身につけた未来の人づくりの育成に努める。

ア 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習

イ 災害教訓の伝承

ウ 「津波避難3原則」の浸透

① 想定にとらわれるな

② 最善をつくせ

③ 率先避難者たれ

エ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練

オ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

## 第8項 公園・緑地の整備

[総務政策課、地域整備課]

公園、緑地は町民のスポーツ、レクリエーション、ふれあい、憩いの場としてだけでなく、災害発生時における避難場所や延焼を防止する機能等を持っているため、順次公園・緑地の整備に努める。

- ア 災害時における、一時避難場所、集合場所として利用できる公園の整備に努める。
- イ 災害時における、救護活動、物資の集積場所として利用できる公園の整備に努める。
- ウ 耐震性貯水槽、備蓄倉庫及び臨時ヘリポート等として利用可能な公園の整備に努める。
- エ 大規模な地震・津波等の災害時における避難地機能を有する緑地の整備に努める。

第9項 海岸防災対策

基本計画編（2－11頁）に準ずる。

第10項 内水排除対策

基本計画編（2－11頁）に準ずる。

## 第11項 港湾防災対策

[地域整備課]

由良湾は、地方港湾（避難）に指定されている県管理港湾である。船舶による海上輸送は、災害時に安全で確実な輸送手段であり、また、港湾空間は防災空間としても優れている。

一方、立地的に臨海部の埋立地であることから、津波対策、軟弱地盤（液状化）対策が必要となる。

町は、防災上次の事業計画について県に協力する。

ア 災害時の罹災者の避難、救援物資の緊急海上輸送を支える港湾防災ネットワークの整備

イ 背後の静穏な港湾水域確保と、津波被害の抑制にも効果的な防波堤の整備

## 第12項 漁港・漁村防災対策

### [地域整備課]

漁港、漁村の大半は、背後に山が迫る地形条件にあり、また、集落の形態は、建築物が密集し、集落内道路も狭く地震、津波等の直接被害及び救援等の遅れによる増災も懸念される。

このため、漁村集落においては、地震・津波による被害を防ぐため、密居状態を解消するような土地利用計画や避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備等必要な防災対策を計画する。

また、大規模地震発生時に道路輸送が困難となることが予想される地区においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を考慮した漁港施設の整備を推進する。

ア 漁村において、避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備、防災施設等の防災安全施設整備等を計画的に行う。

イ 水門等の自動化・遠隔操作化、重要な漁港施設の補強等を行い、また漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱等の整備など、漁港の整備を行う。

ウ 老朽化した構造物等の点検を行い、順次、耐震構造物としての整備を促進する。

**第13項 道路・橋りょう・付帯施設の整備**

基本計画編（2－13頁）に準ずる。

**第14項 鉄道施設の整備**

基本計画編（2－14頁）に準ずる。

## 第2節 建築物等の耐震性の強化

### 第1項 建築物等の耐震性の強化

[総務政策課、地域整備課]

#### 1 知識の普及・啓発

既存建築物の耐震性向上のため、耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。

さらに、新規に建築されるものについては、建築確認申請時等において防火上及び耐震上の指導を行うなど建築物不燃化への取組の促進を図る。

#### 2 公共建築物の耐震診断・改修の推進

町の所有又は管理に係わる既存公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果、耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施に努める。

新たに建築する公共建築物は、最新の耐震設計を行いできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策に努める。

- ・建築物の耐浪化
- ・非常用電源の設置場所の工夫
- ・情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

#### 3 民間建築物の耐震診断・改修の促進

民間建築物について建築物の重要度を考慮し、災害時に重要な機能を果たすべき建築物や木造住宅が密集する地区などの建築物の所有者に、自助的な努力を促すよう「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき指導、助言を行うことにより耐震診断及び必要な改修を促進する。

#### 4 避難路沿いの建築物等の耐震化

地震により倒壊した建築物等が津波からの円滑な避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例」（県条例平成24年第45号）を活用するなど、必要に応じ避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

なお、ここでいう避難路とは、由良町津波ハザードマップに記載されている避難経路（主経路及び副経路）とし、巻末資料編のとおりである。

#### 5 相談窓口の開設等

町民からの問い合わせに的確に応じ、各種技術資料・情報の提供、建築関係機関等の紹介を行う。

#### 6 技術者の養成

耐震診断及び補強に係わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等を県及び建築住宅関係団体に要請する。

## 第2項 ブロック塀等の倒壊対策

[総務政策課、地域整備課]

ブロック塀等（ブロック塀や石造塀など）工作物について、所有者に安全点検と倒壊防止の補強を指導するとともに、災害時におけるブロック塀等の危険性を周知し、避難路や通学路を中心に安全対策の向上に努める。

## 第3項 家具等の転倒防止対策

[総務政策課]

地震発生時に一般家庭での家具等什器の転倒による被害を防止するため、町民に対しリーフレット類を配布する等、家具等の安全対策知識の普及を図る。

## 第4項 コンピュータの安全対策

[各課]

自ら保有する重要な情報システムについて耐震補強、機器の落下倒壊防止、データの安全な場所での保管等、所要の安全対策の実施に努めるとともに行政データのバックアップシステム（クラウド化）の強化を図る。

### 第3節 地震火災の予防

#### 第1項 出火防止・初期消火

[総務政策課、消防団、日高広域消防事務組合消防本部]

地震による二次災害としての火災の発生は、同時多発の危険性が予想され、木造住宅密集地域では大火災に至る危険性もあるため、平素から町民、事業所に対し出火防止や初期消火の重要性を十分周知する。また、火災拡大要因を極力除去するよう努める。

##### 1 出火防止・初期消火

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大きい。したがって、火災被害を最小限に抑止するために、以下の対策を実施する。

- ア 各種集会、町ホームページ、広報媒体等を通じて、出火防止に関する知識、初期消火技術の普及を図る。
- イ 地震災害時における初期消火の実効性を高めるために、広報等を通じ、家庭、地域、事業所等における消火器、消火バケツの普及を促す。
- ウ 地域及び職場での、防災訓練を通じて出火防止と初期消火の知識、技術を修得させる。
- エ 地震発生時に通電火災を未然に防ぐための感震ブレーカーを周知する。

##### 2 火災拡大要因の除去

延焼を防止するため、町及び関係機関は以下の建築物不燃化対策を実施する。

- ア 新耐震基準制定以前（1981年6月以前）に設計施工された木造住宅及び一定の民間建築物については、所有者に対し耐震診断の必要性をPRし、建築物の安全確保に関する知識の普及・啓発に努め、建築物の新築、増改築に伴う建築物不燃化を促進する。
- イ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）に基づき、旅館等の不特定多数の人が集まる特定建築物の所有者には、耐震診断・改修を行うよう努めることを求め、耐震改修を促進する。

## 第2項 消防力・消防設備の強化・整備

[総務政策課、消防団、日高広域消防事務組合消防本部]

### 1 消防水利の整備

「消防水利の基準」（改正 昭和50年消防庁告示第10号）に適合するよう消防水利施設等の整備を図り、その適正配置に努める。消防水利の確保に当たっては、水道施設の損壊による消火栓の使用不能等の事態に備え、耐震性防火水槽の整備や河川・農業用水・プール・ため池の活用等による多様化を図る。

また、災害時において、消火用水の使用が確保できるよう平常時において水利施設の状況変化の把握に努め、定期的に調査を実施して給水能力の低下等による不備な施設に対し、更新又は補修し、施設の保全を図る。

### 2 車両・資機材等の整備

地震時に予想される同時多発火災又は救助、救急事象に対応するため、消防車両、防災資機材等の整備に努めるとともに、日高広域消防事務組合消防本部及び消防団が有効適切な情報収集、伝達及び人命救助を実施するための資機材の整備に努める。

### 3 訓練及び教育の実施

町長及び消防団長は、地震時の消防活動に必要な技術及び知識の習熟を図るため、所属団員の訓練及び教育を計画的に実施する。

#### (1) 訓練項目

##### ア 基礎訓練

- ① 初動措置訓練
- ② 動員訓練
- ③ 情報伝達訓練
- ④ 資機材取扱訓練
- ⑤ その他必要な訓練

##### イ 現場訓練

- ① 情報収集伝達訓練
- ② 火災現場活動訓練
- ③ その他必要な現場訓練

##### ウ 総合訓練

- ① 総合防災訓練への参加
- ② その他必要な総合訓練

#### (2) 教育項目

- ア 由良町地域防災計画の概要
- イ 地震災害事例
- ウ その他必要な事項

(3) 消防団員の安全確保対策

待避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

ア 待避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること。

イ 指揮者の下、複数人で活動すること。

ウ 津波到達予想時間を基に、出勤及び待避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること。

エ 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと。

オ 水門閉鎖活動時などは、ライフジャケットを着用すること。

カ 和歌山県沿岸部に津波警報（大津波、津波）が発表され、水門、樋門等の操作に係る十分な時間が確保できない場合は、水門等の操作はせず速やかに待避すること。

### 第3項 救急・救助体制の整備

[総務政策課、消防団、日高広域消防事務組合消防本部]

#### 1 救急・救助知識の普及

町民の心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

#### 2 地区での救助資機材整備の促進

地域住民が地区レベルでの防災活動に供するための救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

その他、基本計画編（2－17頁）に準ずる。

### 第4項 文化財の予防

基本計画編（2－20頁）に準ずる。

## 第5項 危険物施設等の災害防止

### 1 危険物

地震災害時における危険物による二次災害の発生、拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

#### (1) 保安教育の実施

ア 危険物を取り扱う事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、日高広域消防事務組合消防本部等が実施する保安教育（講習会、研修会など）に協力する。

イ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

#### (2) 規制の強化

危険物施設の立ち入り調査を適宜実施し、行政指導を行う。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の事業管理に関する指導の強化

イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化

エ 危険物の貯蔵取り扱い等の安全管理についての指導

#### (3) 自衛消防組織の強化促進

ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 隣接して危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

#### (4) 化学消防機材の整備

危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進する。

### 2 火薬類・高圧ガス

火薬類の製造施設については、地震よりもむしろ、火災による激しい燃焼が危惧されるので、特に地震火災に対する災害の拡大防止について立入検査等により指導する。

高圧ガス製造施設等についても、地震による災害よりも、その後の漏洩、火災等による二次災害が危惧されるので、これらを防止するための設備面の対策及び訓練等の拡充、徹底を指導する。

#### (1) 設備面の対策

ア 高圧ガス設備の見直しを図り、高圧ガス設備等の補強を指導する。

イ 高圧ガス容器については、地震時における転倒転落による漏洩、火災が予想されるのでその防止対策の強化を指導する。

ウ 消火設備、通報設備の見直し及び強化を指導する。

エ 地震時のほか、災害発生の防止又は軽減を図る措置を講じるよう指導する。

(2) ソフト面の対策

- ア 地震時における情報の伝達、避難、その後の点検等のマニュアルの整備を図るよう指導する。
- イ 各事業所における施設状況を常に把握し、地震発生に伴う災害の拡大防止に備える。
- ウ 立入検査時において、地震時における災害防止に適応しているかチェックを行う。
- エ 高圧ガス製造事業所において、地震による二次災害防止のため、各事業所において定期的に緊急停止訓練、防災活動訓練を実施するよう指導する。
- オ 地震時における輸送時の災害防止を図るため、和歌山県高圧ガス地域防災協議会の自主保安活動の促進を図る。

3 毒物劇物

御坊保健所は、毒物又は劇物の流出等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物の製造、貯蔵等を行う施設に対して、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に基づき、地震災害対策の指導を徹底する。

毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取り扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止を指導する。

- ア 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- イ 毒物劇物屋外貯蔵タンク継続調査及び指導の実施
- ウ 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催

4 有害物質流出等

基本計画編（2－24頁）に準ずる。

## 第4節 防災環境の整備

### 第1項 防災知識の普及啓発

基本計画編（2-26頁）に準ずる。

### 第2項 自主防災組織の育成

基本計画編（2-29頁）に準ずる。

### 第3項 防災訓練の実施

基本計画編（2-32頁）に準ずる。

### 第4項 災害ボランティア活動支援環境の整備

基本計画編（2-34頁）に準ずる。

### 第5項 要配慮者の安全確保

基本計画編（2-35頁）に準ずる。

## 第5節 防災体制の整備

### 第1項 防災体制の整備

基本計画編（2－39頁）に準ずる。

### 第2項 広域防災体制の確立

基本計画編（2－41頁）に準ずる。

### 第3項 防災拠点の整備

基本計画編（2－42頁）に準ずる。

### 第4項 防災対策用資機材の整備点検

基本計画編（2－45頁）に準ずる。

### 第5項 情報通信体制・機器の整備

基本計画編（2－46頁）に準ずる。

### 第6項 避難収容体制の整備

基本計画編（2－48頁）に準ずる。

### 第7項 医療・救護体制の整備

基本計画編（2－51頁）に準ずる。

### 第8項 食料・飲料水・生活必需品の備蓄・確保

基本計画編（2－53頁）に準ずる。

### 第9項 緊急輸送体制・ヘリポートの整備

基本計画編（2－56頁）に準ずる。

**第10項 応急危険度判定対策**

基本計画編（2－59頁）に準ずる。

**第11項 教育施設の整備と防災体制の強化**

基本計画編（2－60頁）に準ずる。

**第12項 廃棄物処理体制の整備**

基本計画編（2－61頁）に準ずる。

**第13項 火葬場等の確保**

基本計画編（2－62頁）に準ずる。

## 第6節 ライフライン施設等の耐震性の強化

### 第1項 電力施設等の整備

[関西電力送配電株式会社]

電力施設の災害を防止し、又は発生した被害を早急に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

#### 1 送電設備

ア 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を配慮した設計とする。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

#### 2 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

#### 3 配電設備

ア 架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

イ 地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を配慮した設計とする。

#### 4 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

## 第2項 電気通信施設等の整備

[西日本電信電話株式会社]

電気通信施設等の整備については、下記に定めるもののほか、詳細は県地域防災計画及び西日本電信電話株式会社の計画によるものとする。

### 1 電気通信設備等の防災計画

地震災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期す。

ア 主要な電気通信設備が設置されている建物について、耐震、耐火構造化を行う。

イ 大地震による洪水又は津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源設備を設置する。

### 2 伝送路の整備計画

局地的地震災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を推進する。

### 3 回線の非常措置計画

地震災害が発生した場合において、迅速且つ的確に通信サービスを確保するために、あらかじめ次の措置計画を定めて万全を期す。

ア 回線の切替措置方法

イ 可搬型無線機、工事用事両無線機等及び移動電源車の運用方法

### 4 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

### 第3項 水道施設等の整備

[上下水道課]

水道施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧を可能にするため水道施設等の整備を進める。

#### 1 重要施設の安全性診断並びに安全性強化

災害による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。

特に、過去の災害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が土砂崩れ等で被災したことがある場合、又は河川の増水で冠水するおそれがある場合には、施設の新設・更新にあたって、十分な防災対策を講じる。

#### 2 水道施設の保守点検

水道施設について、巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査を実施する。

##### (1) 水源施設

水源の安全確保に対する定期点検

##### (2) 浄水施設

ア 浄水設備の保守

イ 付帯消毒設備の保守

##### (3) 導・送・配水施設

ア 導・送・配水管及び諸設備の保守

イ 幹線管路の相互連絡

#### 3 断水対策

配水ブロックによる被害区域の限定化を推進する。

#### 4 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

#### 5 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

#### 6 教育訓練並びに平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災機関と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育・訓練等を実施する。

##### (1) 職員に対する教育及び訓練

ア 教育

防災体制、災害救助措置などに関する総合的且つ計画的な研修会・講習会への派遣

イ 訓練

動員、行動計画に基づく訓練

(2) 町民に対する平常時の広報並びに訓練

ア 広報

事前対策並びに災害対策

飲料水の確保、備蓄等

給水方法の周知徹底

水質についての注意

広報の方法

イ 訓練

給水訓練等

#### 第4項 下水道施設等の整備

[上下水道課]

下水道による排水機能の低下は、町民生活に多大な影響を与えるだけでなく、衛生的にも悪い状態を招くため、以下の対策を実施する。

##### 1 下水道による浸水防除対策

災害発生時においても下水道による排水機能を確保することができるよう重要幹線管渠等の整備を推進する。

- ア 重要幹線管渠の整備
- イ ポンプ場及び処理場の整備
- ウ 資機材の整備

##### 2 下水道施設の保守点検

下水道施設について、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

##### 3 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

## 第7節 防災調査の実施

基本計画編（2－63頁）に準ずる。

## 第8節 地震防災対策アクションプログラム

[各課]

東海・東南海・南海地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し被害を最小限にすることを目的として、今後、町として取り組む施策を体系化した行動計画として策定する。

なお、詳細については「由良町地震防災対策アクションプログラム」に別途定める。

### 1 地震防災対策アクションプログラムの策定

和歌山県の地震防災対策アクションプログラムを推進するため、由良町地震防災対策アクションプログラムを策定し、計画的かつ効率的、効果的な地震防災対策に取り組むものとする。

### 2 アクションの進行管理

由良町地震防災対策アクションプログラムにおいて設定された個別アクションの進行管理を行う。

毎年、達成状況の確認を行い完了したアクションと未完了のアクションを整理し、アクションの見直しと未完了アクションの確実な実施を推進する。

## 第9節 地震防災施設緊急整備計画

[各課]

町は、県の策定した地震防災対策特別措置法に基づく「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」の推進を図る。

なお、防災効果が発揮されるよう、施設整備の順序や方法、ハード対策とソフト対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

### 1 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、次に掲げる施設の整備推進に努める。

- (1) 避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 消防活動用道路

住宅密集地区において、道路幅員が6m未満で消防自動車の通行に支障となる消防活動困難地域を解消するため、都市計画道路整備を進める。

- (4) 緊急輸送道路

地震発生後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路の整備を進めるとともに、これらの緊急輸送道路に架かる橋梁やのり面の整備を進め、安全度を向上させる。

- (5) 緊急輸送交通管制施設

地震発生後の停電に伴う交通事故や交通混乱を防止し、緊急輸送道路を迅速に確保するため、各種緊急輸送交通管制施設の整備を進める。

- (6) 緊急輸送港湾施設

地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域における緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を強化した防波堤や岸壁等の港湾施設の整備を進める。

- (7) 緊急輸送漁港施設

地震発生時、基幹道路が不通となった場合に備え、海上輸送の基地として選定した防災拠点漁港における耐震岸壁の整備を進める。

- (8) 共同溝等

- (9) 医療機関

- (10) 社会福祉施設

昭和56年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障害者施設の耐震補強又は改築を進める。

- (11) 公立小中学校等の校舎・屋内運動場

- (12) 公的建造物

地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所を中心に公的建造物の耐震改修等を進めていく。

- (13) 海岸保全施設

「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に記載されている3連動地震の津波対

策として、効率的に安全性の向上が見込める重要箇所について、整備を進める。

(14) 河川管理施設

津波避難困難地域や人口集中地区、想定氾濫区域内資産が多い河川を中心に、堤防の嵩上げや水門等の遠隔操作化を進める。

(15) 砂防設備

土石流危険渓流のうち、特に避難場所、防災拠点及び要配慮者利用施設等の公共施設に係る土石流危険渓流において重点的に砂防設備の整備を進める。

(16) 保安施設

地震による山地災害対策として、復旧治山事業・予防治山事業・山地災害総合減災対策治山事業の3事業の整備を進める。

(17) 地すべり防止施設

国交省所管の地すべり危険箇所を中心に、特に避難場所、防災拠点及び要配慮者利用施設等の公共施設に係る地すべり危険箇所において重点的に施設整備を進める。

(18) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊箇所のうち、特に避難場所、防災拠点及び要配慮者利用施設等の公共施設に係る急傾斜地崩壊箇所において重点的に施設整備を進める。

(19) ため池

築造後からの老朽化及び人家、公共施設などの下流への影響を踏まえ、ため池の安全性及び機能向上を図る整備を進める。

(20) 防災行政無線設備

(21) 水・自家発電整備等

小・中学校等の水泳プールの水を有効利用するため、耐震性を確保するとともに、浄水機能を持つ浄水型水泳プールの整備を進める。

(22) 備蓄倉庫

(23) 老朽密集対策

地震による火災発生等に伴う保安上の危険を回避するため、老朽木造住宅が密集する市街地において、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業を実施する。

※上記に掲げるもののうち、本町に該当する事業の対策、整備を推進する。